

# 裁決書

審査請求人

〇〇 〇〇

上記審査請求人が令和5年4月14日付けで提起した、令和4年12月15日付けで本件審査請求人が行った熊取町長に対する審査請求に対する裁決が4か月以上もされていないことに対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する

## 主文

本件審査請求を却下する。

### 第1 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和4年12月15日付けで熊取町長に対し審査請求を行った。
- 2 熊取町長は、令和5年1月6日付で熊取町情報公開審査会に対し諮問した。
- 3 令和5年4月14日時点で裁決が行われていない。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

熊取町情報公開条例第16条に、「実施機関は遅滞なく、熊取町情報公開審査会に当該審査請求に対する裁決について諮問しなければならない。」「審査会は諮問があった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。」「実施機関は諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、裁決を行わなければならない。」と規定されている。しかし、審査請求を行ってから4か月以上の月日が経過しており、これは裁決をすべき期間を超過している。

### 第3 理由

行政事件訴訟法第3条第5項において「不作為の違法確認の訴え」には行政庁が法令に基づく申請に対して行う処分又は裁決が訴訟対象となるとの規定がある一方、行政不服審査法3条には「不作為についての審査請求」については、行政庁の処分について不作為のみ規定され、裁決の不作為については規定されていないことから本件は行政不服審査法の規定による審査請求ではなく、行政事件訴訟法第3条第5項に規定する「不作為の違法確認の訴え」により扱うべきものと判断する。

以上のことから、本件審査請求については、不適法であることから、行政不服審査法

第 24 条第 2 項及び第 45 条第 1 項の規定により主文のとおり裁決する。

令和 5 年 6 月 30 日

熊取町長 藤原 敏司

## 教 示

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。